

公立大学法人奈良県立医科大学利益相反管理規程に基づく 利益相反管理ガイドライン

平成21年10月 8日
利益相反管理委員会制定

1 (趣旨)

本ガイドラインは、公立大学法人奈良県立医科大学利益相反管理規程（平成21年2月5日制定以下「利益相反管理規程」という。）に基づく利益相反管理が、円滑かつ適正に行われるための、管理体制、管理判断基準、管理手順等を示す。

2 (定義)

本ガイドラインにおける用語の定義は、利益相反管理規程及び公立大学法人奈良県立医科大学利益相反規程に基づくセーフ・ハーバー・ルール（以下「セーフ・ハーバー・ルール」という。）における用語の定義に従う。

3 (管理体制)

(1) 利益相反管理委員会

利益相反管理委員会（以下「委員会」という。）は、別表1に記載する委員で構成するものとする。

(2) 事務局

事務局は、法人企画部研究推進課産学連携推進係とする。

4 (管理判断基準)

(1) ヒアリングの基準

自己申告書の記載の内容が、次のいずれかに該当する場合は、自己申告書を提出した者（以下「申告者」という。）から、自己申告書に関する事項についてヒアリングを行う。

- ア) 個人金銭的利益が、1年間1企業等当たり累積で法人から当該者に支給される給与（諸手当、賃金を含む。）の支給総額の50%を超える場合
- イ) 個人金銭的利益のうちエクイティのシェアが30%を超える場合
- ウ) 職務関連金銭的利益が、1年間1企業等当たり1,000万円を超える場合
- エ) 兼業申請の従事時間を超えての従事が明らかになった場合
- オ) ア)からエ)に該当しない場合であっても、法人の利益に及ぼす影響がア)からエ)のいずれかと同水準と見込まれる場合

(2) 是正措置等の基準

利益相反管理規程第11条第3項に定める是正措置等については、次に掲げる「①評価の視点」

及び「②評価のレベル及び是正措置等」に照らして判断する。

①評価の視点

次の視点に即し、個別的及び総合的に評価する。

- ア) 申告者の本法人への責務に対する影響の程度
- イ) 第三者との対比における相手方企業等に対する公正さの程度
- ウ) 社会的説明がなし得る程度

②評価のレベル及び是正措置等

評価のレベル	是正措置等
ア) 問題なし	申告者に対する「是正措置等不要」である。
イ) 軽微な問題がある。	申告者に対し回避行動に関し注意喚起のための「助言」が必要である。
ウ) 問題がある。	申告者に対し回避行動を「指導」することが必要である。
エ) 重大な問題がある。	申告者に対し直ちに回避行動をとるべきことを「警告」する必要がある。

5 (管理の手順)

利益相反管理は、概ね次の手順で進めるものとする。

(1) 自己申告書による告知

次の要領で毎年度書面により、自己申告書提出の告知を行う。

なお、エクイティの申告には関係企業等の概要が分かる資料(定款、株主構成、役員、従業員数、組織、主要製品、売上高等)を添付するものとする。

- ア) 告知者 委員会委員長
- イ) 告知内容 利益相反管理の必要性、セーフ・ハーバー・ルール及び定期並びに随時(セーフ・ハーバー・ルールに定める基準を超えた場合等)での提出要請
- ウ) 告知時期 年度当初(平成21年度は、第1回委員会終了後予定)
- エ) 提出先 事務局(法人企画部研究推進課産学連携推進係)
- ウ) 提出資料 自己申告書

(2) 審査等

ア) 秘密保持の確認

イ) 自己申告書に関するヒアリングの実施

ウ) 審査

エ) 申告者に対する「是正措置等不要」、「助言」、「指導」、「警告」のいずれかの決定

(3) 審査結果の通知

「是正措置等不要」と判断した場合、その旨を通知。

「助言」と判断した場合、回避行動をとることが望ましい旨の注意喚起のための助言を通知。

「指導」と判断した場合、回避行動を指導する旨の通知。

「警告」と判断した場合、直ちに回避行動をとるべき旨の警告を通知。

- (4) 申告者からの異議申立て
 - ア)必要がある場合のヒアリングの実施
 - イ)再審査（５（２）を準用）
 - ウ)再審査結果の通知（５（３）を準用）
- (5) 利益相反管理規程第６条第３項に規定する勧告を行う場合の弁明の機会の提供
委員会が審査の結果、利益相反管理規程第６条第２項による勧告を行うことが適当と判断した場合は、その旨と弁明の意思及びその方法を委員会に申し出るように通知する。
- (6) 理事長への勧告
委員会は、申告者からの弁明内容と申告者の状況を総合的に判断して理事長への勧告を行う。
- (7) 資料の管理及び記録
関連資料の保存期間は５年とする。
事務局は、審査経過及び結果を記録する。

6. 施行期日

本ガイドラインは、平成21年11月5日から施行する。

本ガイドラインは、令和3年4月1日から施行する。